

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○特定商取引に関する法律による行政処分……………一
……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

告示(下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等(三件)……………三

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四

○東京都消費生活条例の規定に基づく公表……………六
……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………六

○国土調査の成果の認証……………六
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………六

○肥料検査成績の公表……………六
……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………六

告示

●東京都告示第百二十三号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年二月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 被処分者

(一) 名称 株式会社リサーチマネジメント

(二) 代表者氏名 四釜 伸一

(三) 主たる事務 新宿区西新宿七丁目五番十一号
所の所在地

二 処分年月日 平成二十六年一月二十二日

三 処分の内容

平成二十六年一月二十三日から同年十月二十二日まで

の間(九箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第百二十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

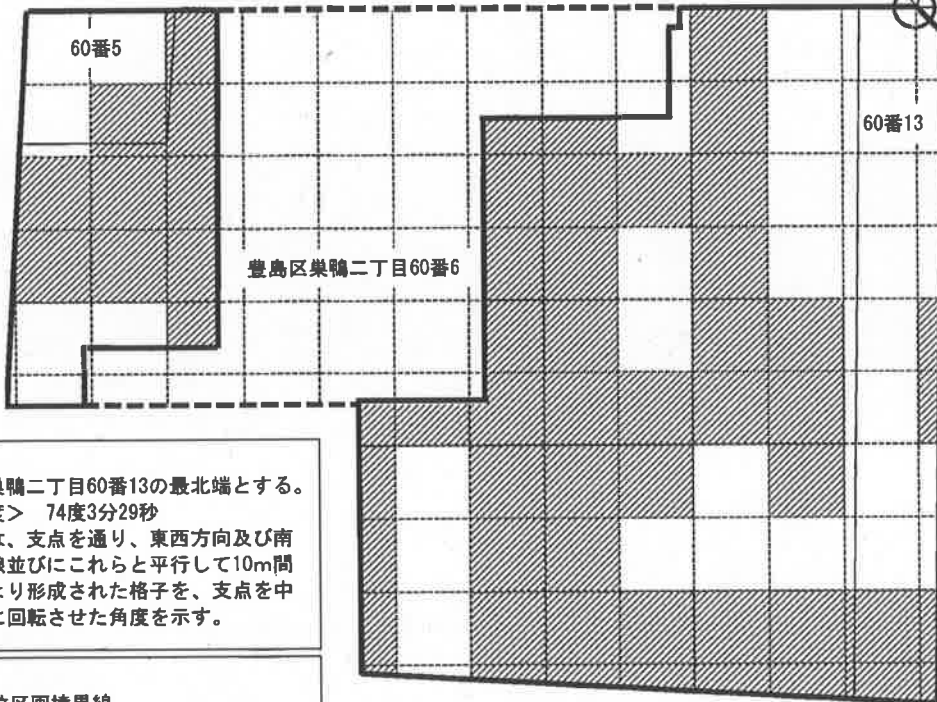
平成二十六年二月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区巢鴨二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<支点>
 支点は、豊島区巣鴨二丁目60番13の最北端とする。
<格子の回転角度> 74度3分29秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第百二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区新田二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

東京都公報

発行
東京都

目次

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- …（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 公共測量の実施（三件）……………
- …（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- …（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- …（同）…
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………
- …（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …（同）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- …（下水道局）…

告 示

○ 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…

● 東京都告示第千六百四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舛 添 要

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社山手建物
- (二) 代表者氏名 代表取締役 瀧上 晴夫
- (三) 主たる事務所 新宿区百人町一丁目十九番二十三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九一五六九号
- (五) 免許年月日 平成二十二年三月二十六日
- 二 処分年月日 平成二十六年十一月二十二日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（平成二十七年一月五日から同年二月三日まで）
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社クロミングライフ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 財前 雄輔
- (三) 主たる事務所 文京区白山二丁目二十六番十九号ステ所の所在地 1ジグランデ文京白山一二〇二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二八九九号
- (五) 免許年月日 平成二十三年四月十五日

- 二 処分年月日 平成二十六年十一月二十八日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（平成二十七年一月五日から同年二月三日まで）
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

● 東京都告示第千六百四十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、目黒区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舛 添 要

- 一 測量施行者 目黒区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 目黒区目黒及び中町各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十日まで

● 東京都告示第千六百四十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舛 添 要

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量（街区多角点及び街区多角点節点測量）

●東京都告示第千六百五十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

東京都知事 舩 添 要 一

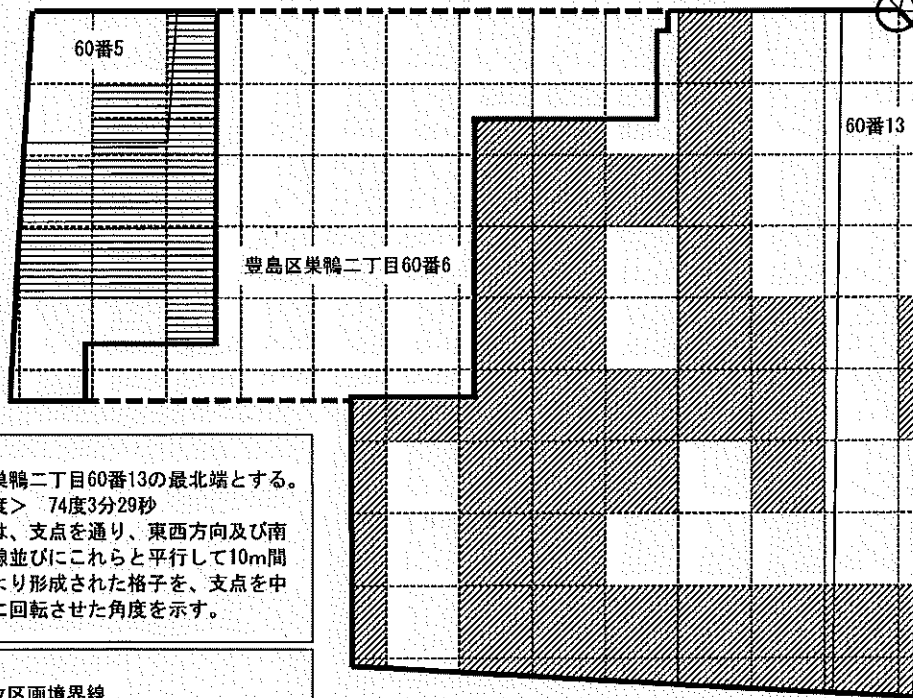
一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区巢鴨二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

支点 N 74度3分29秒



<支点>

支点は、豊島区巢鴨二丁目60番13の最北端とする。

<格子の回転角度> 74度3分29秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

—— 単位区画境界線

—— 筆境界線

--- 敷地境界

—— 調査対象地

▨ 指定を解除する区域

▨ 形質変更時要届出区域